

日本緑化工学会会則 (2022年総会改定案)

昭和41年12月16日制定〔日本緑化工研究会〕
平成元年5月30日改定〔日本緑化工学会〕
令和4年9月23日改定(案)

(旧) 現会則 改定部分に下線

(新) 会則 改定案

第1章 総則

(省略)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化に関する研究、調査ならびに普及
- (2) 研究発表会、研究会、技術検討会、講演会、及び見学会等の開催
- (3) 「日本緑化工学会誌」(和文誌)の刊行
- (4) 「Landscape and Ecological Engineering」(欧文誌)の共同刊行
- (5) 図書、資料等の発行
- (6) 緑化に関する学術交流
- (7) 日本緑化工学会賞の授与
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び会費

(省略)

第7条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 8,000 円
- (2) 賛助会員 年額 35,000 円以上
- (3) 購読会員 年額 8,000 円
- (4) 学生会員 年額 4,000 円
- (5) 名誉会員 会費を納めることを要しない

2. 欧文誌を購読する場合は以下の購読費に消費税を加えた金額を追加する。

- (1) オンライン購読のみ 年額 4,000 円
- (2) オンライン+冊子購読 年額 8,000 円

(省略)

第1章 総則

(省略)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化に関する研究、調査ならびに普及
- (2) 研究発表会、研究会、技術検討会、講演会、及び見学会等の開催
- (3) 「日本緑化工学会誌」の刊行
- (4) 「Landscape and Ecological Engineering」(英文誌)の共同刊行
- (5) 図書、資料等の発行
- (6) 緑化に関する学術交流
- (7) 日本緑化工学会賞の授与
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び会費

(省略)

第7条 本会の会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 年額 8,000 円
- (2) 賛助会員 年額 35,000 円以上
- (3) 購読会員 年額 8,000 円
- (4) 学生会員 年額 4,000 円
- (5) 名誉会員 会費を納めることを要しない

2. 英文誌を冊子で購読する場合は以下の金額を追加する。

- (1) 英文誌冊子購読費 年額 4,000 円+消費税

(省略)

(附則の追加)

附則 この会則は令和4年9月23日から施行する。

(以 上)